

12月3日～9日は

「障がい者週間」

です

12月3日から12月9日までの1週間は「障がい者週間」です。障がいのある人の福祉について関心と理解を深め、障がいのある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

☑ 生活福祉課 障がい者福祉担当

障がい者に関するマークをご存じですか？

まちで見かけるマークや標識には、障がい者に対応した設備やルール、障がい者が支援を必要としていることなどを伝えるためのものがあります。主なマークの意味を紹介します。

手話マーク



手話で対応を求めること、また窓口などで手話対応ができることを表します。

筆談マーク



筆談で対応を求めること、また窓口などで筆談対応ができることを表します。

耳マーク



聞こえが不自由なこと、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。

障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のマーク。

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備などに付けられるマーク。

ほじょ犬マーク



公共施設や交通機関などでは盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴を受け入れる義務があります。

オストメイトマーク



オストメイト(人工の肛門やぼうこうを造設している人)や、オストメイト対応の設備を表します。

ハート・プラスマーク



外見からは分かりにくい身体内部(内臓、呼吸機能など)に障がいがある人を表します。

ヘルプマーク



内部障がいなど、援助や配慮が必要なことが外見から分かりづらい人が、周囲に配慮が必要なことを知らせるマーク。

身体障がい者標識



肢体不自由のため免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク。

聴覚障がい者標識



聴覚障がいのため免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク。

白杖SOSシグナル



白杖を頭上50cmに掲げて「SOSシグナル」を示している視覚障がい者を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという運動のシンボルマーク。

必要としている人がいます

「ふくおか・まごころ駐車場」ちゅうしやじょう

●利用証を持つ人が利用できる駐車場

障がいのある人、高齢者、妊産婦の人など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人のため、公共施設や商業施設などに設置する駐車場です。事前に申請し、利用証を持っている人が利用できます。利用する際は、車内の見えやすい場所に掲示します。

この制度は40府県1市において、さまざまな名称で実施されています。相互利用ができるため、自身の居住地域で発行される利用許可証を持っている人は、旅行先などでも対象駐車場を利用できます。

●必要な人のためにご協力ください

市役所にも「ふくおか・まごころ駐車場」を設置しています。本当に必要としている人のため、利用証を持たない人は駐車をご遠慮ください。ご協力をお願いします。

●利用証の申請などの問い合わせ先

筑紫保健福祉環境事務所

☎(5 1 3)5 6 2 6



赤色の利用証は、車いすを常時利用する身体障がい者で自ら運転する人に交付します。幅の広い駐車場を必要としています。

緑色は障がい者や高齢者、オレンジ色は妊産婦やけが人に交付します。



市役所の「ふくおか・まごころ駐車場」

電話リレーサービスが開始されました



通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することで、「聴覚や発語に困難がある人」と「聞こえる人」を24時間電話で双方向につながるサービスです。

利用には登録が必要です。事前に問い合わせください。生活福祉課でもサポートします。

☎ 日本財団電話リレーサービス

☎ 03(6275)0910 FAX 03(6275)0913

✉ info@nftrs.or.jp

🌐 https://nftrs.or.jp/

手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者の社会参加を支援するため、手話ボランティアを養成する講座を実施しています。通年の講座です。広報3月号で詳細を掲載予定です。



手話通訳者派遣事業

聴覚に障がいのある人からの依頼に応じ、手話通訳者の派遣を行います。事前登録が必要です。

また、各種団体が行う行事などにも、通訳者を紹介します。(報酬は主催団体負担)

詳細は問い合わせください。

日 日時・期間
場 場所
対 対象
内 内容
定 定員
料 料金
持 持参物
縮 縮切
申 申し込み先